

市立学校園の臨時休業の延長について（5月31日まで）

記者資料提供（令和2年4月28日）

教育委員会事務局総務部総務課

昨日の市長からの要請を受けて、5月6日（水曜・休日）までとしている市立学校園の臨時休業について、5月31日（日曜）まで延長するとともに、引き続き幼児児童生徒の登校日は設けないこととします。

なお、この延長に伴う休業期間の長期化に対応するため、家庭学習を支援する取り組みや児童生徒の生活状況等の把握、就学援助世帯への昼食支援等に取り組むとともに、夏季休業日の短縮等、児童生徒の学習機会の確保に向けた検討を行います。

1. 臨時休業期間の延長

- 市立学校園の臨時休業期間を5月31日（日曜）まで延長する。

2. 家庭学習の支援

- 各学校のホームページに「こうべっ子家庭学習のページ」を開設して、学習課題や授業動画の配信等を行うとともに、定期的な電話や学習支援ツール「みんなの学習クラブ」等により、学習状況を把握し、家庭学習の支援を行う。また、ICT環境が整わない家庭に対して、PCの貸与を行う予定である。

3. 児童生徒の生活状況等の把握及び相談体制の確保

- 全児童生徒に対して定期的に電話連絡等を行い、生活状況や心身の健康状態等を把握する。
- 「こうべっ子悩み相談」や「ひょうごっ子SNS悩み相談」といった電話やSNSで相談できる窓口を積極的に紹介するとともに、スクールカウンセラーによる電話相談を実施する。

4. 児童生徒の学習機会の確保

- 臨時休業の長期化に伴い、夏季休業日の短縮や行事の精選など、今年度の児童生徒の学習機会の確保に向けた検討を行う。

5. 就学援助世帯への昼食支援

- 長期にわたって給食の提供が行われていないことを踏まえ、経済的に配慮を要する就学援助世帯（生活保護世帯を除く。）への食品送付を実施する。

6. 学校園での受け入れ

- 幼稚園・小学校・義務教育学校前期課程における幼児児童の特別受け入れ及び中学校・義務教育学校後期課程・特別支援学校における児童生徒の受け入れについては、引き続き実施する。

お問い合わせ先

市政、くらし、各種申請手続でわからないことは[神戸市総合コールセンター](#)にお電話ください
電話 078-333-3330 Fax 078-333-3314

このページの作成者

教育委員会事務局総務部総務課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

このページの内容についてメールで問い合わせする

Copyright © City of Kobe. All rights reserved.